

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則（平成15年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(判定の依頼) 第2条 法第9条第7項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定を求めるときは、判定依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。	(判定の依頼) 第2条 法第9条第6項又は第16条第2項の規定により知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定を求めるときは、判定依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。